

伊勢原市行財政改革推進計画

伊勢原市

はじめに

この行財政改革推進計画は、平成17年度を初年度とする行財政改革の基本方針を定める「大綱」と今後3年間に具体的に取り組むプログラムを定める「実施計画」で構成しています。

計画の策定に当たっては、少子高齢社会・人口減少時代の到来、地方分権の進展を始めとする大きな社会環境変化を前提として、行政外部の視点から市政を点検し、今後の行財政改革の推進方策を検討する組織として「伊勢原市行財政運営改善推進委員会」を設置しました。委員会の第一次及び第二次中間提言を受けて計画の素案を作成し、テーマ別市民会議や電子会議室などの市民参加を通じて寄せられた数多くの意見を踏まえて計画の内容を検討してきました。

極めて困難な財政状況が長期的に継続する中、市の総合計画である「いせはら21プラン」に位置づけた施策・事業を着実に推進していくためには、行財政改革を通じた財政再建を果たすことが前提になります。この計画では、市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり、簡素で効率的な行政執行体制の確立、財政の健全化という3つの柱で伊勢原市の行財政改革の方向性を示しています。多様な主体とのパートナーシップのもとで、市は行政でなければ担うことができない領域を重点的に担うことを基本に、中長期的目標として今後5年間に1割、80人の職員を削減していくことを計画の中核に据えています。

分権型社会システムへの転換という大きな潮流の中で市民生活に身近な基礎的自治体としての役割を的確に果たすために行財政改革の具体的成果を上げていくことが必要です。これまで主に市が直接提供してきた公共サービスについても市民との協働のもとで多角的に提供する新しい仕組みづくりを進め、その中で受益と負担の在り方についても見直し、的確な水準を設定していくこととしています。

行財政改革の成果は、市役所内部の合理化、効率化に止まらずに、市民の皆さんから「市役所が変わって伊勢原市が良くなった。」と評価していただけることを目指します。

自治の主体であり、かつ公共的サービスの顧客である市民の皆さんにチェックしていただくため、この計画の進捗状況は、毎年公表し、チェック結果を計画内容の見直しに反映できるように進行管理していきます。

目 次

1 行財政改革の方向性（行財政改革大綱）	1 p
----------------------	-----

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

(1) 市政への市民参加	4 p
(2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり	5 p

簡素で効率的な行政執行体制の確立

(1) 事務事業の見直し	8 p
(2) 組織・機構の再編	12 p
(3) 職員の資質向上と定員管理	14 p

財政の健全化

(1) 財源の確保	16 p
(2) 経常経費の削減	17 p
(3) 財政健全化目標の設定	19 p

2 実施計画	20 p
--------	------

3 計画の進行管理	31 p
-----------	------

1 行財政改革の方向性（行財政改革大綱）

本市を取り巻く大きな環境変化の中においても、基礎的自治体として市民の福祉の増進を図るために、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を的確に果たすことが市政の基本であることは不変である。

地方分権の進展に伴い、自治体としての主体的判断と自己責任のもとに身近な地域課題の解決を図る能力、即ち、住民自治と団体自治の両面における自治能力の向上を図ることが強く求められている。このため、市政への市民参加を推進するための具体的取組を進めるとともに、地域コミュニティの力を高めながら、地域の活力向上に寄与する市民、ボランティア、NPO、企業など、多様な活動主体との協働によるまちづくりのための仕組みを構築することが必要である。

伊勢原市行財政運営改善推進委員会が市政の現状と課題を点検し、今後の改革方策をまとめた第一次・第二次中間提言のキーワードは「市民が変わる 市役所が変わる」で、市民に対しては市役所依存型の体質からの脱却を求め、市役所に対しては、市民・ボランティア・NPO・民間企業などとのパートナーシップにより、市の職員が直接担当する仕事を減らして簡素で効率的な執行体制の確立を求めている。行財政の改善・改革という視点から市政を点検し、今後の方向性を検討する中から導かれた方向性も、住民自治と団体自治能力の向上を求めるものである。

このような大枠としての方向性とこれまでの行政内部における取組の成果を踏まえながら、平成17年度から3年間にわたって、より幅広い新たな取組として行財政改革を進める指針としてこの計画を策定するものとし、以下の3つの改革の方向性に基づいて、不断の取組を推進していく。

改革の方向性

地域活性化に寄与する市民・NPO・企業等の主体的な活動を促し、それらと協働することにより、多様な市民ニーズに応える「小さな市役所 大きなサービス」を実現する。
⇔「市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり」

これまで国と自治体を通じて進められてきた公共サービスの拡充により、全国的にはほぼナショナルミニマムとしての水準に到達したと言われており、今日の市民ニーズは、より質の高い、きめ細かな対応を求める傾向が強くなっている。近年、こうしたニーズに地域で応える公的サービスの担い手として、市民によるボランティア活動や営利を目的としないNPO法人の活動が活発化してきている。公的サービスの受益者という側面だけではなく、提供者としての役割を積極的に果たそうとする市民も増加しており、こうした市民活動が地域コミュニティを再生する大きな力となる。

また、国が主導する構造改革においては「官から民へ」「国から地方へ」という基本方針のもと、民間や地域の知恵が主導する経済社会システムへの転換が進められており、福祉など、これまで公的部門がサービスを提供することが当然とされていた行政分野においても、民間の参入を可能とする範囲が拡大してきている。

今後、厳しい財政的な制約のもとで、本格的少子高齢社会の到来に伴い高質多様化する市民ニーズに応えていくために、市民・NPO・企業等の多様な担い手による活動を促進するとともに、市民生活総体の質的向上を図る上でこれらの主体と行政との連携が必要となる場合には、基礎的自治体としての行政責任を的確に果たしながら、協働によるまちづくりを積極的に展開していく。

改革の方向性

多様な主体との協働によるまちづくりを基本として、市民の福祉の増進を目指して都市を経営するという観点から簡素で効率的な行政執行体制の確立を図り、地方分権時代における基礎的自治体としての行政責任を的確に果たす。
⇔「簡素で効率的な行政執行体制の確立」

現在、国において「官でなければできない業務」を明確化するための作業が進められており、これまで行政の守備範囲とされてきた分野において、「官と民」の役割が大幅に見直される可能性が高い。また、自治体の裁量を拡大する方向で国による自治体への規制の見直しなどが進められており、市がその責任において果たすべき役割は、今後さらに重要性が増すことが確実である。

多様な主体との協働によるまちづくりにおいて、市は、本来行政が担うべき領域で基礎的自治体に求められる役割を重点的に担うことが基本となる。

大きく変化する時代の中で新たに生起する課題に柔軟に対応できる簡素で効率的な行政執行体制を構築するため、自治の主体であり、かつ行政サービスの顧客である市民の福祉向上を目指して都市を経営するという観点から、市域に存在する多様な資源を活用しながら、「成果・コスト・スピード」を重視し、市の施策・制度・組織・事務事業の執行内容などを常に点検し、改革する不断の取組を継続していく。

改革の方向性

簡素で効率的な執行体制を確立することにより、市の財政構造の弾力性を回復し、時代の変化と新たな市民ニーズへの対応力を向上する。

⇒「財政の健全化」

経済社会活動の主な担い手である生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が既に始まっており、社会の様々な面で大きな影響を受けることが予測されている。市の財政面では歳入の根幹を成す市民税の担い手が長期的に減少することにつながり、平成16年度から18年度にかけて進められている「三位一体の改革」による権限と財源の再配分が進んでも、地価下落に伴う固定資産税の減少と相まって当面、財政的な厳しさが解消することはないものと考えられる。

このため、多様な主体との協働によるまちづくりと簡素で効率的な行政執行体制の確立を図りながら、市の財政面では、税財源や特定財源の最大限の確保、受益者負担の適正化などによって歳入の確保を図り、歳出においては、事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減を進めることがこれまでも増して重要になる。こうした取組を着実に進めることにより、市の財政構造の弾力性を回復し、時代の変化に伴う新たな課題や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、市民の福祉の増進を図る。

この3つの方向性を具体化するために、以下の体系に即した組織横断的な取組を推進する。

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

- (1) 市政への市民参加
 - 市政情報の共有化
 - 市政への市民参加の仕組づくり
- (2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり
 - 自治会活動の支援
 - ボランティア、NPO活動等の支援
 - 各種団体の自立促進
 - 協働によるまちづくりの展開

簡素で効率的な行政執行体制の確立

- (1) 事務事業の見直し
 - 行政評価制度の確立
 - 事務事業の整理・合理化
 - 電子自治体の構築
 - 行政手続の簡素化・効率化
 - アウトソーシングの拡大、雇用形態・職員配置基準の見直し
 - 公の施設の管理運営体制の見直し
 - 広域行政の推進
- (2) 組織・機構の再編
 - 市民ニーズに即応できる行政体制の整備
 - 窓口サービスの向上
 - 外郭団体の運営の効率化と活性化
- (3) 職員の資質向上と定員管理
 - 職員定数と給与の適正化
 - 人材育成・活用計画の策定と推進
 - 人事評価制度の確立

財政の健全化

- (1) 財源の確保
 - 税財源の拡充
 - 収納体制の強化と公平性の確保
- (2) 経常経費の削減
 - 事務事業の点検
 - 人件費の削減
 - 長期債務の削減
- (3) 財政健全化目標の設定
 - 目標水準の明示

(1) 市政への市民参加
市政情報の共有化

【現状と課題】

平成11年度に市のホームページを開設し市政情報の電子化を行い、タイムリーな情報提供と市民との双方向の情報交換を実現し、平成15年度には、見やすさ・使いやすさを向上させるためにホームページをリニューアルした。毎月1日・15日に発行する「広報いせはら」とともに市民への主要な情報伝達手段として機能している。

平成14年度から、イセハラエフエムを利用し市政情報の提供を行っている。また、平成15年度には、「市政出前ミーティング」を制度化し、市民からの求めに応ずる形で、市の管理職が出向いて積極的に市政情報を提供する場を設けている（平成16年度；20回、延べ618人参加）。

「暮らしのガイドブック(5ヵ国語版)」を発行し、普段の生活に必要な手続きや市の行政サービスを中心に、外国籍住民への情報提供に努めている（英語、ハングル、中国語、スペイン語、ポルトガル語）。

台風や地震など大規模災害発生時においては、正確な情報を収集し、市民に迅速に提供することが被害の拡大を防止する上で極めて重要な意味を持つ。緊急時に備えた情報の収集、伝達手段の点検を行い、事前の対応を講じていくことが必要である。

広聴の重要な手段である「わたしの提案」に関しては、平成15年度に「わたしの提案 Web版」を開設し、広聴のチャンネルを広げた。

集団広聴として、「市政現況説明会」を自治会長を対象に年2回実施し(平成16年度;延べ218人参加)、また、自治会やサークルなどの団体を対象として「市政懇談会」(平成5年度～16年度;49回、延べ1,515人参加)を実施している。いずれも市長が出席して直接参加者と情報交換している。

平成16年4月1日に、これまでの公文書公開条例を全部改正した情報公開条例を施行し、情報公開制度を充実した。また、個人情報保護条例の見直しに向けた検討を進めている。伊勢原市では、現在、法令で公開することとなっている教育委員会・農業委員会などの執行機関の会議を除いて、原則として各種審議会等の会議については非公開としており、事後的に委員の個人名を伏せた詳細な会議録を公開することで、会議の内容を市民に情報提供している。

今後、市民に対する説明責任を一層的確に果たすために、市政に関する正確な情報を積極的に提供していくとともに、広聴チャンネルの充実を図り、市と市民の間で市政情報の共有化を促進する必要がある。

【基本方針】

- ・ 広報・広聴チャンネルを拡充し、市民と市との双方向の情報交換を通じて市政に関する情報の共有化を推進する。
- ・ パブリックコメント制度(市民意見提出制度)を導入し、市の重要施策等の原案を公表し、市民から広く意見を求める。
- ・ 個人情報保護制度の充実を図るとともに、開かれた市政を保障する情報公開制度を的確に運用する。
- ・ 市の政策形成に関連する各種審議会等の会議公開基準を作成する。

市政への市民参加の仕組づくり

【現状と課題】

市の総合計画である「いせはら21プラン」の策定にあたって「市民意識調査」、「まちづくりワークショップ」、「まちづくり市民会議」、「総合計画審議会」等を通じて、多様な市民参加の機会を設けた。

「環境基本計画」の策定にあたっては、策定の当初の段階で「広報いせはら」や市ホームページで市民意見を募集し、その後、市民環境活動団体や個人との意見交換を重ねた。それらを踏まえて環境対策審議会において市民等の意見の集約を行い、市民協働により計画を策定した。他の部門別計画の策定でも多様な市民参加を実施してきている。

審議会等の委員については「充て職」により一人で数多くの会議の構成員にならざるを得ない場合や、長年同一の職についている場合が生じている。

平成16年4月1日における女性の公職参加状況は、34.4%で県内でも上位にある。

市民ニーズを的確に市政に反映するとともに、市政における意思決定過程の一層の透明化を図る必要がある。

【基本方針】

- ・「(仮称)市民参加推進指針」を策定し、市政への市民参加制度を確立する。
- ・市の政策形成に関連する各種審議会等への公募委員の参加制度を確立する。
- ・市民生活に密接に関連する行政計画の策定に当たっては、現状と課題に関する共通理解と対応方針に関する合意形成過程として、策定の初期段階から市民参加の場を確保する。

(2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり 自治会活動の支援

【現状と課題】

平成16年4月現在、市内には101の自治会があり、世帯加入率は84.8%である。個人の生活様式の多様化や人間関係の希薄化により地域コミュニティの形成が難しくなっており、自治会加入率は低下傾向にある。特に、集合住宅に居住する世帯の加入率が低くなっている。

市民の意識は極めて多様で関心のある事柄もそれぞれ異なっている。地域にも様々な特色があり、抱えている問題にも地域性がある。地域活動に積極的な市民とそうでない市民のギャップは大きく、それを埋めるためにも自治会活動を始めとする様々な地域活動への参加を促す必要がある。

伊勢原市への新規転入者に対して、市民課窓口で、自治会加入をPRしたチラシを配布し、自治会加入促進を図っている。

伊勢原北、伊勢原南、成瀬地区の市立コミュニティセンターについては、自治会を母体とした管理運営委員会を組織し、施設の管理運営を委託しており、今後、指定管理者制度に移行する必要がある。大田地区のコミュニティセンターについては、隣接する市立公民館と一体的に市職員が管理している。教育委員会が所管する社会教育施設である市立公民館には、館長と事務担当者を配置しているが、市民の利用実態や施設規模が類似している市長部局所管のコミュニティセンターには職員を配置していない。

市立の児童館、福祉館などの中には、実態は地元の集会施設となっているものがある。平成15年度には、平間児童館を地元自治会へ譲与し、16年度には小稲葉児童館の施設改修後、地元自治会へ譲与した。

地域における身近な問題を、それぞれの地域で解決できるよう市民による主体的な自治会活動を促進するとともに、市と自治会との役割分担を改めて点検していく必要がある。

【基本方針】

- ・個人や家庭で解決できない地域課題の解決や住民自治能力の向上に自治会が一層的確な役割を果たすことができるよう、良好な地域社会の形成に資する自治会活動を支援する。
- ・所要の手続きを経て「地縁による団体」としての権利能力を各自治会が取得するよう促進し、不動産等の自治会管理の適正化を図る。
- ・自治会未加入者の自治会への加入を促進するとともに、自治会連合会と連携し、市から自治会に対して依頼している事項を点検して市と自治会との適切な役割分担の在り方を検討する。
- ・市民活動の拠点として利用されている市長部局所管のコミュニティセンターと教育委員会所管の地区公民館の役割及び運営体制を再整理し、適正化を図る。

ボランティア、NPO活動等の支援

【現状と課題】

国・地方を通じた基礎的な行政サービス水準の向上を背景として、市民ニーズの高質・多様化が進んでおり、こうしたきめ細かなニーズに応える公的サービスの担い手として近年、福祉や環境問題などの分野を中心に、NPOやボランティアなどの市民活動が活発になってきている。

平成16年度末現在、市内には県から認証を受けているNPO法人が19あり、年々増加する傾向にある。市とNPOとの協働により、児童虐待の防止と早期発見に効果を上げている事例もあり、今後、多様な主体との協働によるまちづくりを一層進めていく必要がある。

市教育委員会が平成9年度から実施している生涯学習ボランティア養成講座については、延べ104人が修了し、これまで地域とのつながりが比較的薄かったサラリーマンO Bの地域活動に結びつくなど成果を上げている。

平成5年度に市民活動保険の制度を設けて保険料を市が負担している。平成16年度契約更新時点において、加入団体は1,231件、加入者数は延べ804,031人となっており、万一の場合に備えた制度として定着している。

市内の市民活動団体の活動状況をインターネット上で交換し合える場としてホームページを運用し、市民活動の促進を図っている。また、市民生活の向上を目的としたボランティア団体に活動費を助成し、ボランティア活動を促進している。

個人や家庭で解決できない問題を地域が自立的に解決するために、自治会活動とともに、市民の主体的なNPOやボランティア活動を活性化し、地域コミュニティの再生を図る必要がある。

【基本方針】

- ・地域課題へのコミュニティの対応力を高めるため、課題の解決に寄与するボランティア活動やNPO等による公益的活動の促進・支援を図るとともに、こうした活動の立ち上がりに対する市の支援策を強化する。

各種団体の自立促進

【現状と課題】

市民による公共・公益的な団体活動を奨励するために、運営費の一部を市が助成している団体は、交通安全、福祉、保健、商工業、消防、スポーツ振興などの分野で多岐にわたっており、平成16年度決算において94団体、補助金額は、3億円を超えている。

平成17年度当初予算編成において、団体運営費補助金の見直しを行い、1,400万円程度の削減を行ったが、補助金の交付先が長期的に固定化している傾向がある。

個人や家庭で解決できない問題を解決するために、現在、市が運営費補助金を支出している団体についても、市との対等な関係を基礎として、より良いパートナーシップを構築する必要がある。

各種団体活動の公共・公益性と団体に対する支援の意義をゼロベースで見直し、市の関与の必要性・妥当性について改めて整理する必要がある。

【基本方針】

- ・各種団体のうち、その設立過程や運営面において市が関与しているものについては、改めて団体活動の公益的必要性を点検の上で団体の自主性、自立性を高める方向で市の関与の在り方と団体に対する支援内容を見直す。

協働によるまちづくりの展開

【現状と課題】

国・地方を通じた基礎的な行政サービス水準の向上を背景として、市民ニーズの高質・多様化が進んでおり、こうしたきめ細かなニーズに応える公的サービスの担い手として近年、福祉や環境問題などの分野を中心に、NPOやボランティアなどの市民活動が活発になってきている。(再掲)

平成16年度末現在、市内には県から認証を受けているNPO法人が19あり、年々増加する傾向にある。市とNPOとの協働により、児童虐待の防止と早期発見に効果を上げている事例もあり、今後、多様な主体との協働によるまちづくりを一層進めていく必要がある。(再掲)

市民の意識は極めて多様で関心のある事柄もそれぞれ異なっている。地域にも様々な特色があり、抱えている問題にも地域性がある。これらの問題を解決するためには、関連する地域団体との協働が必要である。

ボランティア、NPO等には、市民サービスについて優れたノウハウを持った団体がある。ボランティアやNPO等との連携と協働により個性豊かで、きめ細かい行政サービスが可能となる。行政、ボランティア、NPO等の連携体制の確立や協働の仕組みづくりを進める必要がある。

【基本方針】

- ・市と市民・NPO・企業等との協働によるまちづくりを進めるため、その基本となる事項を定める「(仮称)市民活動促進指針」を策定する。
- ・高質多様化する市民ニーズに対し、サービス提供主体となる行政、ボランティア、NPO等が相互の特性を理解し、的確な役割分担のもとできめ細かな多面的サービスを提供できる仕組みづくりを進め、市民サービス総体の質的向上を図る。

(1) 事務事業の見直し
行政評価制度の確立

【現状と課題】

市の総合計画である「いせはら21プラン」における「参加と連携によるまちづくり」実現のため、「市民参加の仕組みの構築に向けた調査・研究」、「市民参加システムの全庁的な枠組みの整理」、「アカウントビリティ向上のための仕組み、推進体制の検討」を進めている。

事務事業の目的や目標、コスト、成果等を統一の基準で市民に分かりやすく提示することで説明責任を的確に果たすとともに、目標達成度を評価し、事務事業の改善や予算編成に反映していく必要がある。

【基本方針】

- ・市の施策、事務事業を必要性、公共性、効率性、有効性などの統一的な視点から客観的に分析・評価し、財源確保の見通しのもとで、その結果を行政運営に反映させるとともに、市民に対する説明責任を遂行する手段として、事務事業評価制度と施策評価制度を確立する。

事務事業の整理・合理化

【現状と課題】

高齢化に伴う納税義務者数の減少や長引く景気低迷の影響により、市税6税目の現年課税分については、平成16年度決算において、平成11年度決算に比べて約12億9千万円の減収となっている。

平成16年度決算において、経常収支比率は91.4%である。市税の代替財源である減税補てん債や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含んだ経常的に収入できる一般財源のうち臨時的な支出に充てることができる財源は10%弱である。

電子入札・電子申請等の実施に向けて、県市町村電子自治体共同運営協議会を中心としてシステム開発を進めており、伊勢原市もこれに参加して同一歩調で取り組んでいる。

市庁舎等の建物清掃・トイレ清掃について、契約先の長期固定化を防止するため、3年に1度の割合で、指名競争入札を実施している。

平成14年度に「公共工事コスト縮減取組み指針」を作成し、これに沿ってコスト縮減を推進している。

各種団体に対する補助金について市としての統一の基準が明確になっていない。

平成19年度末から職員の大量退職が始まる。職員数約800人の本市において、平成17年度から10年間に約280人の職員が定年退職を迎える。

高質多様化する市民ニーズに応え得る財源を確保するために、既存の事務事業を点検し、簡素で効率的な行政運営を行う必要がある。

【基本方針】

- ・事務事業評価制度に基づく総合計画計上事業の評価のほか、経常的に実施している事務事業についても執行方法と成果を定期的に点検し、事務事業の統合・廃止、受益者負担の在り方や事務事業の対象範囲の見直し等を推進する。
- ・公共工事発注手続の透明性を向上するとともに、電子入札制度を導入する。
- ・市から各種団体に交付している補助金に関する交付基準を設定する。

電子自治体の構築

【現状と課題】

職員への一人一台パソコン配置は平成16年7月で完了し、全庁ネットワークの構築が完了した。庁内メールの活用による事務連絡や60に及ぶ様々な様式の供給など事務の効率化とペーパーレス化が進んでいる。

県市町村電子自治体共同運営協議会を中心として、電子申請や施設予約、電子入札システムの共同開発が進んでおり、伊勢原市もこれに参加して同一歩調で取り組んでいる。申請手続の電子化及び施設予約の段階的導入を進めている。

庁内的には、税異動更新システム、戸籍管理システム、人事管理システム、電子文書管理システム、電子入札の導入に向けた検討を行っている。

国、県及び市町村間の電子文書のやりとりと情報の共有化のため、総合行政ネットワーク（L G W A N）に参加し、行政間の膨大な文書のペーパーレス化とやりとりの迅速化を目指している。平成15年度は、L G W A N用サーバー等の導入・接続をした。また、平成16年度には組織認証取得を行った。

高齢化が進むと情報化、機械化に対応できない市民も増える。市としてこうした面への配慮が必要となる。また、市職員については、ハードウェアを使いこなすためのITに関する技術を向上し、事務処理の一層の高度化、効率化を図ることにより、市民の利便性を向上し、経費の節減等を図るため行政事務の電子化を進める必要がある。

【基本方針】

- ・県市町村電子自治体共同運営協議会における電子自治体の構築に向けた共同の取組を進め、申請、施設予約を始めとする手続の電子化を推進する。
- ・一人一台配置が完了した庁内LANを活用し、庁内情報の共有化と事務処理の効率化を推進する。
- ・文書管理システム、人事管理システムの導入を進め、内部管理事務の合理化・省力化を推進する。
- ・情報ネットワークの高度化に合わせて市民のプライバシー確保に最大限配慮し、情報セキュリティの充実に努める。

行政手続の簡素化・効率化

【現状と課題】

伊勢原市では、住民票の写しの請求(本人または同じ世帯の人の申請)及び印鑑登録証明書の交付申請について押印を不要としている。

平成16年4月1日から、印鑑登録証明書交付申請書や印鑑登録廃止申請書など印鑑登録関係の申請書から、性別の記載を不要とした。

住民基本台帳ネットワークシステムに参加し、平成15年8月25日から住民基本台帳カードの市民に対する交付を開始した。公的な身分証明書となるため、市で様々な身分確認を必要とする行政手続を行う際、身分確認のためにほかの書類等を準備する必要がなくなった。

自動交付機を市役所(平成12年1月)及び大田ふれあいセンター(平成13年2月)に設置し、市民カードにより端末操作で住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付ができるようになった。

県市町村電子自治体共同運営協議会を中心として、電子申請や施設予約、電子入札システムの共同開発が進んでおり、伊勢原市もこれに参加して同一歩調で取り組んでいる。申請手続の電子化及び施設予約の段階的導入を進めている。(再掲)

市に対する各種の申請手続やそれに添付する資料などについて点検し、簡素化できるものは早急に改善する必要がある。

【基本方針】

- ・各種行政手続に要する申請書類の記載事項や押印、添付書類等の簡素化と手続の迅速化を進める。

アウトソーシングの拡大、雇用形態・職員配置基準の見直し**【現状と課題】**

平成19年度末から職員の大量退職が始まる。職員数約800人の本市において、平成17年度から10年間に約280人の職員が定年退職を迎える。(再掲)

平成16年度において、歳出全体に占める義務的経費の割合は45%を超える高い水準で推移しており、人件費の割合が全体の26%程度となっている。

平成16年度における普通会計分の職員1人当たりの市民数は130人で、県下17市平均の148人を大きく下回っている。

高齢化に伴う納税義務者数の減少や長引く景気低迷の影響により、市税6税目の現年課税分については、平成16年度決算において、平成11年度決算に比べて約12億9千万円の減収となっている。(再掲)

平成16年度決算において、経常収支比率は91.4%である。市税の代替財源である減税補てん債や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含んだ経常的に収入できる一般財源のうち臨時的な支出に充てることができる財源は10%弱である。(再掲)

平成16年度一般会計決算において、業務委託は、53課・243事業にわたり、委託総額は、約23億円となっている。

平成15年6月に地方自治法が改正され、市直営か市出資法人・公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業を含む「指定管理者」に代行させることが可能になった。

平成16年4月1日から障害福祉センターを指定管理者制度を活用して、民間社会福祉法人に事業及び管理運営を代行させることにより、5人の職員を本庁へ配置転換した。専門的な技術・知識や優れたノウハウを持った民間企業等を活用し、少ない人数で質の高い市民サービスの提供を維持できる簡素で効率的な執行体制を確立する必要がある。

【基本方針】

- ・市の事務事業の執行方法を点検し、必ずしも市の正規職員が直接担当しなくてもいいと判断できる業務や、民間に委ねた方がサービスの効率化と質の向上が図られる業務については、業務のアウトソーシングを積極的に推進する。

公の施設の管理運営体制の見直し**【現状と課題】**

市が直営で管理している施設には、大田ふれあいセンター、市民文化会館、保育所、有料公園、有料公園施設、市営住宅、終末処理場、公民館、青少年センター、図書館、子ども科学館があり、市職員が常駐している施設は、大田ふれあいセンター、市民文化会館、保育所、有料公園施設(体育館)、終末処理場、公民館、青少年センター、図書館、子ども科学館の9つがある。

旧管理委託制度により施設管理を委託している公の施設は、コミュニティセンター、地域集会所、自転車等駐車場、シティプラザ、老人福祉センター、老人憩いの家、福祉館、大山駐車場、ふれあいの森日向キャンプ場、御所の入森のコテージ、日向ふれあい学習センター、武道館、児童館があり、旧管理委託制度をとることができる経過措置の期限は、平成18年9月1日となっている。

図書館・子ども科学館の維持管理については、それぞれに管理係を設けていたが平成12年度から子ども科学館の管理係(2人)を廃止し、図書館の管理係の一元管理とした。施設管理については、民間会社に委託している。

図書館の開館時間は9時～5時であるが、木曜日のみ2時間延長して9時～7時として、利用者の便宜を図っている。開館日数については、平成15年度から、年末年始を除く土・日・祝日の全日開館の実施と資料特別整理休館日の短縮により、開館日を13日拡大した(平成15年度開館日数;284日)。また、子ども科学館も年末年始を除く土・日・祝日の全日開館の実施により、開館日を11日拡大した(平成15年度開館日数;286日)。市長部局が管理するコミュニティセンターは、現在4館あり、教育委員会が管理する7つの公民館と、施設の規模や市民の利用実態が類似している。

伊勢原北、伊勢原南、成瀬地区の市立コミュニティセンターについては、自治会を母体とした管理運営委員会を組織し、施設の管理運営を委託しており、今後、指定管理者制度に移行する必要がある。大田地区のコミュニティセンターについては、隣接する市立公民館と一体的に市職員が管理している。

市立の児童館、福祉館などの中には、実態は地元の集会施設となっているものがある。平成15年度には、平間児童館を地元自治会へ譲与し、16年度には小稲葉児童館の施設改修後、地元自治会へ譲与した。(再掲)

公共施設の有料化については、過去に社会教育施設について審議された経緯があるが、有料化は一部を除いて実施されていない。

平成15年6月に地方自治法が改正され、市直営か市出資法人・公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業を含む「指定管理者」に代行させることが可能になった。(再掲)

公共施設の管理運営についても、「市の職員でなければできない仕事なのか」という観点から点検し、多様な主体との協働やアウトソーシングなどにより簡素で効率的な運営を行う必要がある。

【基本方針】

- ・不特定多数の市民が利用する公共施設については、効率的で質の高いサービスを提供するため、利用日、利用時間等の拡大を図るとともに、指定管理者制度の導入拡大や業務のアウトソーシングを推進する。
- ・公共施設の管理運営コストの低減を図るとともに、それぞれの施設の特性に応じた受益と負担に関する基準を設定し、有料化すべき施設については、新たに施設利用者の受益者負担を導入する。
- ・児童館、福祉館など、市が設置、管理する公共施設のうち、実質的に単一自治会の集会施設として利用が特定されているものについては、地元で集会施設を設置管理する他の自治会とのバランスを確保するため、地域との合意形成を図りながら、施設の改修などに合わせて現に利用している自治会に移管することを原則とする。
- ・地域や関係団体と連携し、放課後の学校施設や公民館を地域コミュニティの拠点施設として活用する。
- ・保育所・幼稚園・児童コミュニティクラブ・子育て支援センター等の在り方を再整理し、子育て支援体制の強化を図る。
- ・類似機能を持つ施設の新規建設を抑制し、既存施設を最大限に活用することを原則とする。

広域行政の推進

【現状と課題】

ゴミやし尿の処理、斎場の運営については、秦野市伊勢原市環境衛生組合を組織し秦野市と共同で行うことにより効率化を図っている。可燃ごみについては約210t/日、し尿及び浄化槽汚泥については、約160k1/日を処理している。

下水処理については、平成10年2月に秦野市と協定を締結し、伊勢原市に隣接する秦野市の大根・鶴巻地区の下水を伊勢原で処理し、下水処理の効率化を図っている。

広域行政連絡会（伊勢原市、厚木市、秦野市、愛川町、清川村）に参加し、丹沢・大山や宮ヶ瀬湖を中心とした県央やまなみ地域を広域行政圏ととらえ、観光・都市環境整備の諸課題に広域的に取り組んでいる。

3市2町広域行政推進協議会（伊勢原市、平塚市、秦野市、大磯町、二宮町）に参加し、社会、経済、文化等の密接な生活圏域として、都市施設整備、教育、環境などの課題に共通の認識を持って、解決に取り組んでいる。

湘南地区市町連絡協議会（伊勢原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、寒川町、大磯町、二宮町、神奈川県湘南地域県政総合センター）に参加し、広域行政課題に関する情報や意見の交換等を行っている。

図書館については、伊勢原市、平塚市、秦野市、厚木市、綾瀬市、相模原市、海老名市、座間市、大和市、愛川町、大磯町、二宮町、清川村の13市町村で相互利用の協定を結んでおり、利用者の便宜を図っている。

市域を越えた広域的な行政課題や他の団体と共同で処理するほうが効率的な業務について、また、市民の公共施設利用について、近隣自治体との広域連携を進め、スケールメリットを活かした行政サービスの向上を図る必要がある。

【基本方針】

- ・市民生活の広域化や多様化に対応し、近隣自治体等と連携して市民利用施設の広域利用制度の拡充を図るとともに、一部事務組合、事務委託による広域的な事務処理の合理化、効率化を推進する。

(2) 組織・機構の再編

市民ニーズに即応できる行政体制の整備

【現状と課題】

市役所の組織は、法律や、国県の組織に対応して編成され、いわゆる「縦型組織」になっている。縦型の組織は、単一業務を効率的に処理するのには適しているものの、組織が硬直化し、意思決定に時間がかかること、さらに横の連絡や窓口が相互につながりにくい傾向があると指摘されている。

県市町村電子自治体共同運営協議会を中心として、電子申請や施設予約、電子入札システムの共同開発が進んでおり、伊勢原市もこれに参加して同一歩調で取り組んでいる。事務の電子化を一層推進し効率化・省力化を図るとともに、1つの窓口で対応できる内容を拡大する必要がある。

職員の年齢構成は、かつてのピラミッド型から年齢階層の高い団塊の世代の人数が突出した形に変化している。業務の繁閑や市民ニーズの変化に対応できる組織編成と権限の再配分により柔軟な行政執行体制を構築する必要がある。

【基本方針】

- ・組織の見直しに当たっては、市民の視点から見た分かりやすさ、市民サービスの整合性の確保に留意する。
- ・新たな行政課題に即応した施策・事業を展開するため、常に組織・機構の見直しを行い、簡素で効率的な行政執行体制を整備する。組織の機動性の確保とフラット化を基本として、組織編成の見直しと権限の再配分を推進する。
- ・戦略的対応を要する重要課題に対して人材、予算等を柔軟かつ迅速に配分できるよう、行政経営機能の強化を図る。

窓口サービスの向上

【現状と課題】

市の窓口は、平日の8時30分から午後5時までとなっているが、民間の雇用形態の多様化に伴い、サービスの拡充が求められている。

伊勢原市では、土・日・祭日は閉庁しているが、自動交付機を市役所（平成12年1月）及び大田ふれあいセンター（平成13年2月）に設置し、土・日・祭日は午前8時30分から午後5時まで稼働（平日は、午前8時30分から午後7時まで稼働）させることにより、年末年始以外の全日、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を実施しているほか、郵送による戸籍謄本、住民票の写しの交付などにより、閉庁日のニーズに応えてきた。

子育てに関する相談窓口については、健康管理課、障害福祉センター、子育て支援課、子育て支援センターでそれぞれ育児相談、療育相談、児童相談、子育て相談などを行っていたが、平成16年度から子育て支援課に子育て相談係を新設することにより、相談窓口を一元化し、子育て相談に関するワンストップサービス機能が向上した。

窓口での接遇に関しては、平成15年1月に「窓口サービス向上マニュアル」を作成し、全職員に配布した。マニュアルの実践状況を検証し、見直しに役立てるため、平成15年来庁者を対象にアンケートを実施し、改善に取り組んでいる。

県市町村電子自治体共同運営協議会を中心として、電子申請や施設予約、電子入札システムの共同開発が進んでおり、伊勢原市もこれに参加して同一歩調で取り組んでいる。申請手続の電子化及び施設予約の段階的導入を進めている。（再掲）

ITを活用することにより、1つの窓口で行うことのできる業務を拡大することにより、市民サービスを向上する必要がある。

【基本方針】

- ・行政サービスの顧客である市民の立場に立った親切な対応を徹底するとともに、ITの活用と組織横断的な対応により、窓口機能の拡充とワンストップサービスの実現をめざす。

外郭団体の運営の効率化と活性化

【現状と課題】

伊勢原市の外郭団体は、市が出資している法人で政令で定めるものが、伊勢原市土地開発公社、財団法人伊勢原市事業公社、財団法人伊勢原市みどりのまち振興財団の3団体あり、市が人事面、財政面で関与している団体が、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会、社団法人伊勢原市シルバー人材センターの2団体ある。

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市から派遣されている職員は、財団法人伊勢原市みどりのまち振興財団に2名、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会に1名おり、そのほかに市から社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会に3名、社団法人伊勢原市シルバー人材センターに1名の職員が配置されている。

外郭団体に対する市からの運営補助金は、市派遣職員の人件費を含んで、平成16年度決算額で、約1億9千4百万円に上っている。

市が取得依頼したことによる伊勢原市土地開発公社からの買い取りの責務がある公共用地の平成16年度末の帳簿価格合計は、約36億2千万円、また、伊勢原市事業公社からの買い取りの責務のある公共用地・公共施設の平成16年度末の帳簿価格合計は、約53億6千万円となっている。さらに、公共事業に係る代替地として市が取得依頼し、伊勢原市土地開発公社が保有する土地の帳簿価格は、約24億9千万円であり、実勢価格を下回っていることなども伊勢原市土地開発公社の健全化を図る上での課題である。また、市内の住工混在解消の一方策として、歌川産業スクエア(東部工業団地)内への中小企業集団化対策のため、伊勢原市事業公社が市からの取得依頼により確保した移転用地約16億円について、平成17年6月から一部を除いて当面の間、進出企業への売却から貸付に変更になったことから評価損の圧縮を図ることとしている。

財団法人伊勢原市みどりのまち振興財団には、市から緑化推進事業や有料公園施設窓口業務、ふれあいの森日向キャンプ場・御所の入森のコテージ・市営大山駐車場の管理を委託している。

外郭団体は、経済成長や人口増加を前提として設けられてきた。本格的少子高齢社会、人口減少時代を展望し、それぞれの外郭団体の存在意義を改めて点検し、団体の事務効率化、組織の活性化を図り、市の関わり方を見直す必要がある。

【基本方針】

- ・ 行政を補完する目的で設けている土地開発公社、事業公社、みどりのまち振興財団などの外郭団体については、設立時点と現在の社会経済情勢の変化を前提として、その在り方を点検し、団体運営の合理化・効率化を促進するとともに、団体としての自立性の強化を図る。
- ・ 新たな公共用地の取得に当たっては、地価の動向や金利情勢を見極めながら慎重に計画するとともに、現に土地開発公社及び事業公社が保有する土地等については、早期活用や処分等を進め、経営の健全化を進める。

(3) 職員の資質向上と定員管理
職員定数と給与の適正化

【現状と課題】

職員数のピークは平成9年度の833人であったが、事業の執行方法の工夫や電算化、また退職職員の再任用制度の活用などにより、平成16年度には、22人減の811人となっている。特に事務職から専門職に職員数を振り替えて保健福祉分野の市民ニーズに応えたことなどにより、事務職は427人から26人減の401人となっている。

平成19年度末から職員の大量退職が始まる。現在、年齢の高い職員の比重が大きくなり年齢別の職員構成に歪みが生じている。職員数約800人の本市において、平成17年度から10年間に約280人の職員が定年退職を迎える。

平成16年度における普通会計分の職員1人当たりの市民数は130人で、県下17市平均の148人を大きく下回っている。(再掲)

平成15年6月に地方自治法が改正され、市直営か市出資法人・公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業を含む「指定管理者」に代行させることが可能になった。(再掲)

平成16年4月1日から障害福祉センターを指定管理者制度を活用して、民間社会福祉法人に事業及び管理運営を代行させることにより、5人の職員を本庁へ配置転換した。(再掲) 歳出全体に占める人件費の割合は26%程度の高い水準で推移しており、臨時的歳出に充てることができる一般財源を圧迫している。

国においては、地方公務員の勤務や雇用形態を弾力化する方向で制度の見直しが進められている。市の仕事の効率化やコスト削減を進める上で、こうした制度改正の動向に十分留意しながら、行政目標達成のために必要な組織、そのために必要な人材を踏まえた上で、職員定数を見直すとともに、士気高揚のため仕事の成果を処遇面に反映する必要がある。

【基本方針】

- ・ 中期的観点に立った定員管理計画を策定し、再任用制度や多様な雇用形態の拡充等により正規職員数を削減するとともに、必要最小限の範囲で計画的な職員採用を実施する。
- ・ 職員の給与制度については国家公務員の給与制度に準拠するとともに、個々の職員の能力と実績に応じた給与制度の導入に向けて検討する。各種手当については、定期的に点検し、社会状況の変化に応じて適正化を図る。

人材育成・活用計画の策定と推進

【現状と課題】

一般事務職の人事異動については、総合職（ゼネラリスト）を育てる体系となっており、各部門間を異動するのが通例で、部門別専門職（スペシャリスト）を育成する体系にはなっていない。また、研修については、新任研修や昇格後数年を経て行う研修など年数や役職などによって一律に行われるもののほか、より専門的な派遣研修等を行っている。

歳出全体に占める人件費の割合は26%程度の高い水準で推移している。

平成19年度末から職員の大量退職が始まる。職員数約800人の本市において、平成17年度から10年間に約280人の職員が定年退職を迎える。（再掲）

民間企業では即戦力を確保するために中途採用が広く行われている。地方公務員制度の見直しにより、任用形態の多様化を図るための制度的な基盤が整ってきている。

地方分権が進む中、市民の市に対する要求は、益々多様化・高度化している。行政目標達成のためにどのような組織が必要か、また、そのためにどのような人材が必要かを見極めた上で、職員一人ひとりの資質を向上し、少ない人数で質の高い市民サービスの提供を維持できる簡素で効率的な執行体制を確立する必要がある。

【基本方針】

- ・地方分権時代における基礎的自治体の役割を的確に果たすために、人材育成・活用計画を策定し、行政のプロとして職員を育成していく。
- ・職員研修体系を見直し、新たな行政課題に果敢に挑戦する組織風土の醸成と職員の意識改革を推進する。
- ・新規学卒者を採用して時間をかけて育成するこれまでの方式に加え、職務経験者の採用や任期付採用などにより、多様な人材の確保を検討する。

人事評価制度の確立

【現状と課題】

地方分権が進展する中で、市民の市に対する要求は、多様化・高質化している。平成12年の地方分権一括法の施行により、地方にも自己判断と自己責任が要求されており、職員の資質向上がこれまで以上に必要とされている。

国においては、公務員の給与制度について、従来の年齢・経験年数による給与体系に加えて、能力による等級の創設が検討されている。

平成14年度から管理職を対象に人事評価制度についての研修を行い、人事評価制度について庁内の理解・周知を図っている。

現在のところ、伊勢原市には公式な人事評価制度が確立していない。これから先、行政職員のプロ化は必須であり、職員の能力、意欲、仕事の成果を処遇面に的確に反映させるには、人事評価制度の早期確立が不可欠である。

市役所の業務は広範で職員個々の職務も企画立案や窓口業務など多岐にわたっている。人事評価を導入する際には、これらに応じた客観的評価基準の設定が必要である。

【基本方針】

- ・地方公務員制度の改正動向を踏まえながら、職員の適性を見極め、仕事の成果を的確に処遇に反映するための制度として、管理職を対象とする試行を経て人事評価制度の本格的導入を図る。

(1) 財源の確保
税財源の拡充

【現状と課題】

高齢化に伴う納税義務者数の減少や長引く景気低迷の影響により、市税6税目の現年課税分については、平成16年度決算において、平成11年度決算に比べて約12億9千万円の減収となっている。(再掲)

平成16年度決算において、経常収支比率は91.4%である。市税の代替財源である減税補てん債や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含んだ経常的に収入できる一般財源のうち臨時的な支出に充てることができる財源は10%弱である。(再掲)

平成16年度から18年度までに行われる「三位一体の改革」については、ようやくその全容が明らかになりつつあり、国庫補助負担金改革・地方交付税改革とともに基幹税による地方への税源移譲が実施される。

現下の経済状況を鑑み、歌川産業スクエア(東部工業団地)への企業進出を促進するため、「伊勢原市企業立地促進条例」を制定した。平成17年3月、対象地域を全市域に広げた。税財源を拡充するために、なお一層土地利用の高度化を図る必要がある。

公有財産のうち利活用が見込めない普通財産の土地については、一般競争入札や公募抽選により積極的に処分を行ってきた。平成10年度には、2件売却し約13億3千万円、平成15年度には、1件売却し約6千万円の一般財源を確保した。その他2件については、平成10年度及び平成15年度に一般競争入札に付したが不調となっている。

経常的な支出を抑制することに加え、経常的に収入できる一般財源を確保し、高質多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる財務体質を整える必要がある。

【基本方針】

- ・「三位一体の改革」による影響を見極めながら、計画的な土地利用の高度化、市内産業の活性化や利活用が見込めない公有財産の処分等により、税財源の確保を図る。

収納体制の強化と公平性の確保

【現状と課題】

高齢化に伴う納税義務者数の減少や長引く景気低迷の影響により、市税6税目の現年課税分については、平成16年度決算において、平成11年度決算に比べて約12億9千万円の減収となっている。(再掲)

平成16年度決算において、市民税の滞納繰越分収入未済額は、個人418,121,771円(5,924件)、法人16,411,004円(261件)であり、固定資産税・都市計画税の滞納繰越分収入未済額は、639,354,339円(2,441件)に上っている。

平成13年度から総務部に収納課を設置し、7名の職員を配置している。

平成13年度から徴収指導嘱託員を任用し、平成14年度に滞納管理システムを開発、また、平成15年度から土日の滞納整理を実施するなど、市税等の徴収率の向上を図っている。

平成16年に、事業系のごみ処理手数料及び市民が持込搬入する粗大ごみの処理手数料を改正し適正化することにより、ごみ処理手数料の負担について公平性を確保した。

税外諸収入金の収入未済額も増加しており、公平性の確保のために債権管理の適正化が必要である。

下水道事業に係る管理費用は、主に下水道使用料で賄うことが原則とされているが、伊勢原市の場合、下水道使用者への負担が大きくなるように政策的に下水道使用料を低く抑えてきた。このことから、経費回収率が低く、一般会計に大きく依存している状況である。

下水道使用料の徴収については、平成15年度から上下水道料金の一括納付を実施し、徴収率の向上を図っている。

高質多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる財源を確保し、滞納者と納税者との公平性の問題を解消するため、市税等の徴収率を向上させる必要がある。

市税等の納付に関しては、口座振替、もしくは、市が指定する金融機関に納付書と現金を持参する納付書払いの2つに限られている。

市民の生活様式は多様化しており、税や料金等の納付窓口を拡大することで、徴収率を向上させる余地がある。また、滞納者と納税者との公平性の問題を解消するためにも納税しやすい環境の整備が必要である。

【基本方針】

- ・ 公平性確保の観点から適正な課税客体の把握に一層努めるとともに、市税等の滞納者に対する収納体制を強化する。
- ・ 税外諸収入金の債権（私法上の債権）を整理し、管理への取り組みを強化する。
- ・ 受益と負担の適正化を原則とし、定期的な点検、見直しを行い、公平で公正な使用料と手数料の水準を設定する。
- ・ 口座振替制度の普及促進を図るとともに、市税、公共料金等の納付窓口の拡大を検討する。（コンビニ等）

(2) 経常経費の削減 事務事業の点検

【現状と課題】

行政評価制度のうち、「事務事業評価」について試行を実施し、「施策評価」については、導入に向けた検討を進めている。

平成16年度決算において、経常収支比率は91.4%である。市税の代替財源である減税補てん債や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含んだ経常的に収入できる一般財源のうち臨時的な支出に充てることができる財源は10%弱である。（再掲）

高質多様化する市民ニーズに応え得る財源を確保するために、既存の事務事業を点検し、簡素で効率的な行政運営を行う必要がある。（再掲）

【基本方針】

- ・ 施策評価、事務事業評価を通じて施策・事業の優先順位の精査、明確化を図るとともに、経常的な事務事業全般にわたって執行方法や効果の点検を毎年行い、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進する。

人件費の削減

【現状と課題】

平成16年度決算において、経常収支比率は91.4%である。市税の代替財源である減税補てん債や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含んだ経常的に収入できる一般財源のうち臨時的な支出に充てることができる財源は10%弱である。（再掲）

平成16年度における普通会計分の職員1人当たりの市民数は130人で、県下17市平均の148人を大きく下回っている。(再掲)

一般会計の歳出全体に占める人件費の割合は26%程度の高い水準で推移しており、約70億円となっている。

職員数のピークは平成9年度の833人であったが、事業の執行方法の工夫や電算化、また退職職員の再任用制度の活用などにより、平成16年度には、22人減の811人となっている。特に事務職から専門職に職員数を振り替えて保健福祉分野の市民ニーズに応えたことなどにより、事務職は427人から26人減の401人となっている。(再掲)

平成16年4月1日から障害福祉センターを指定管理者制度を活用して、民間社会福祉法人に事業及び管理運営を代行させることにより、5人の職員を本庁へ配置転換した。(再掲)

高質多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる財源を確保するために、簡素で効率的な執行体制を整える必要がある。

【基本方針】

- ・定員管理計画に基づく計画的な職員配置と業務のアウトソーシングの拡充等により、中長期的取組として人件費総体の削減を図るとともに、経常経費の節減を引き続き推進する。

長期債務の削減

【現状と課題】

平成16年度決算において、市債残高は、全会計で約454億8千万円(うち一般会計；約246億1千万円、下水道事業特別会計；約205億9千万円)となっている。国の施策により借り入れる特例債の残高は、約92億4千万円に上っている。建設事業を抑制するなどして、普通債残高は年々減少しているが、特例債の借り入れにより、一般会計全体としての残高は増加している。

市債について、高金利の時期に借り入れたもので、低利債への借換えが許されるものについては、積極的に借換えを行い、平成11年度から16年度の6年間で、約1億4千万円の償還利子を節減した。

歳出全体に占める公債費の割合は平成16年度決算で10.9%となっている。

市が取得依頼したことによる伊勢原市土地開発公社からの買い取りの責務がある公共用地の平成16年度末の帳簿価格合計は、約36億2千万円、また、伊勢原市事業公社からの買い取りの責務のある公共用地・公共施設の平成16年度末の帳簿価格合計は、約53億6千万円となっている。さらに、公共事業に係る代替地として市が取得依頼し、伊勢原市土地開発公社が保有する土地の帳簿価格は、約24億9千万円であり、実勢価格を下回っていることなども伊勢原市土地開発公社の健全化を図る上での課題である。また、市内の住工混在解消の一方策として、歌川産業スクエア(東部工業団地)内への中小企業集団化対策のため、伊勢原市事業公社が市からの取得依頼により確保した移転用地約16億円について、平成17年6月から一部を除いて当面の間、進出企業への売却から貸付に変更になったことから評価損の圧縮を図ることとしている。(再掲)

中長期的に市税収入の拡大が見込めない中、経常的経費を削減し、長期債務の計画的償還を進める必要がある。

【基本方針】

- ・普通債残高の削減を引き続き推進するとともに、公共投資に係る優先順位を精査し、市債の発行をできるだけ抑制する。
- ・土地開発公社及び事業公社に対する未償還債務については、償還計画を策定し、長期的取組として計画的に削減する。

(3) 財政健全化目標の設定
目標水準の明示

【現状と課題】

平成16年度決算において、経常収支比率は91.4%である。市税の代替財源である減税補てん債や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含んだ経常的に収入できる一般財源のうち臨時的な支出に充てることができる財源は10%弱である。(再掲)

平成16年度において、歳出全体に占める義務的経費の割合は45%を超える高い水準で推移しており、人件費の割合が全体の26%程度となっている。(再掲)

平成16年度決算において、市民税の滞納繰越分収入未済額は、個人418,121,771円(5,924件)、法人16,411,004円(261件)であり、固定資産税・都市計画税の滞納繰越分収入未済額は、639,354,339円(2,441件)に上っている。(再掲)

市が取得依頼したことによる伊勢原市土地開発公社からの買い取りの責務がある公共用地の平成16年度末の帳簿価格合計は、約36億2千万円、また、伊勢原市事業公社からの買い取りの責務のある公共用地・公共施設の平成16年度末の帳簿価格合計は、約53億6千万円となっている。さらに、公共事業に係る代替地として市が取得依頼し、伊勢原市土地開発公社が保有する土地の帳簿価格は、約24億9千万円であり、実勢価格を下回っていることなども伊勢原市土地開発公社の健全化を図る上での課題である。また、市内の住工混在解消の一方策として、歌川産業スクエア(東部工業団地)内への中小企業集団化対策のため、伊勢原市事業公社が市からの取得依頼により確保した移転用地約16億円について、平成17年6月から一部を除いて当面の間、進出企業への売却から貸付に変更になったことから評価損の圧縮を図ることとしている。(再掲)

高質多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる財源を確保するために、健全な財務体質を整える必要がある。

【基本方針】

- ・歳入・歳出両面における行財政改革の取組を前提として、主要な財政指標による財政健全化目標水準(あるべき水準)を明示する。

2 実施計画

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

行政サービス基準の転換を進めるため、平成21年度までに、市民参加推進指針の制定、市民活動促進指針の制定、市民活動サポートセンターの整備などの基盤を確立し、公共サービスの提供体制の多様化と、補助金制度の改革、公共施設の有料化、受益者負担の適正化、福祉的配慮の基準明確化にもとづく、市政への市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。

(1) 市政への市民参加

市政情報の共有化

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
広報いせはら編集への市民参加の充実	広報広聴課	・ 広報編集委員2人、市民通信員14人、市民リポーター5人		・ 広報編集委員、市民通信員の人員補充 <u>広報編集委員1人、市民通信員7人</u>	・ 市民参加コーナーの拡大
市ホームページの充実	広報広聴課	・ 「ウェブアクセシビリティ指針」策定、サイトリニューアル	・ 「ウェブアクセシビリティ指針」の検討	・ 「ウェブアクセシビリティ指針」の策定	・ 「ウェブアクセシビリティ指針」に基づいたサイトリニューアル
パブリックコメント制度の導入	企画調整課	・ 市民意見、提案の提出機会の保障	・ 実施要綱の策定	・ 制度運用	
広報チャンネルの多様化・充実	広報広聴課	・ tvk データ放送による市政情報提供 ・ 災害時のイセハラエフエム活用体制の整備（協定）	・ tvk データ放送による市政情報提供試行	・ tvk データ放送による市政情報提供 ・ 災害時のイセハラエフエム活用検討	・ 災害時のイセハラエフエム活用体制の整備（協定）

市政への市民参加の仕組づくり

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
市民参加推進指針の制度化	市民活動推進課	・ 市民参加各種制度、取組みの実施	・ 指針策定	・ 指針推進	
審議会等の在り方に関する基本指針の制定	情報管理課	・ 「審議会等の在り方に関する基本方針」の運用	・ 方針策定 ・ 制度運用		

電子会議室の開設	広報広聴課	・電子会議室の開設、及び市民運営委員会による運営	・開設	・室数拡充	・市民運営委員会設置
市政の外部チェック機能の導入	行政改革推進室	・庁内組織と外部専門家との一体的改革推進	・庁内組織と外部専門家との一体的改革推進体制の検討	・庁内組織と外部専門家との一体的改革推進体制の構築	→

(2)市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり
自治会活動の支援

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
自治会と市との役割分担の点検	市民活動推進課	・自治会連合会の会計機能の強化	・自治会と市の役割分担、事務局の在り方整理	・自治会連合会との協議	・協議に基づき実行

ボランティア、NPO活動等の支援

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
(仮称)市民活動促進指針の制度化	市民活動推進課	・(仮称)市民活動促進指針の制度化・運用	・庁内委員会設置	・市民による検討組織設置 ・制度化	・指針推進
市民活動の情報提供の充実	市民活動推進課	・市民活動登録団体；50団体	・市民活動登録団体の拡充	→	50団体
市民活動サポートセンターの整備に向けた検討	市民活動推進課	・20年度開設に向けた準備	・整備に向けた検討	・市民活動団体からの意見聴取	・開設準備
市民活動の育成	市民活動推進課	・市民活動支援助成金制度の運用	・市民活動支援助成金交付要綱の策定	・市民活動支援助成金制度の運用	→

各種団体の自立促進

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
運営費補助金の見直し	財政課	・補助金見直し率：50%	・補助金見直し基準の策定	・見直し実施	→
畜産施設の団体への移譲	農政課	・農業者団体への譲与	・譲与の実施		

協働によるまちづくりの展開

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
(仮称)市民活動促進指針の制度化(再掲)	市民活動推進課	・(仮称)市民活動促進指針の制度化・運用	・庁内委員会設置	・市民による検討組織設置 ・制度化	・指針推進

簡素で効率的な行政執行体制の確立

市役所の減量化とスピードアップを図るため、市の職員数を、平成21年度末までに、80名(1割)削減し、職員の意識改革、事務事業の見直し、組織の再編を推進します。

(1)事務事業の見直し

行政評価制度の確立

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
行政評価制度の確立	企画調整課	・全体評価制度の構築	・事務事業評価の実施 ・施策評価の研究、検討 ・市民満足度調査の実施	・施策評価の試行、検証	・全体評価制度の構築 ・評価結果の公表

事務事業の整理・合理化

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
職場改善(職務標準化)活動の制度化	行政改革推進室	・制度化、及び推進	・調査、研究	・制度化	・制度推進
公共工事発注手続きの透明化	管財契約課	・電子入札執行	・電子入札システムの検討	・電子入札の試行	・電子入札システム一部稼働 ・事業者情報、入札情報、落札結果の公表
事業費補助金の見直し	財政課	・補助金見直し率：50%	・補助金見直し基準の策定	・見直し実施	
事務事業の廃止・休止	広報広聴課	・廃止	・テレホンガイド		
	介護高齢福祉課	・廃止	・住宅改修相談事業		
	交通防犯対策室	・廃止		・交通災害見舞金	
	介護高齢福祉課	・休止	・市域ホームヘルパー養成		
支給額・助成額の見直し	介護高齢福祉課	・金額変更	・ねたきり老人等家族介護見舞金		
	保険年金課	・見直し検討			・老人医療費助成事業
利用者、受益者負担の見直し	健康管理課	・一部項目の負担金引き上げ	・基本健康診査等		
	介護高齢福祉課	・負担金検討			・まごころ配食サービス

	介護高齢福祉課	・負担金導入検討			・寝具乾燥・丸洗いサービス
	介護高齢福祉課	・負担金導入	・福祉緊急通報システム		
	介護高齢福祉課	・費用基準変更	・生活支援ホームヘルパー派遣		
	介護高齢福祉課	・負担金検討			・ねたきり老人等理髪サービス
事務事業の内容見直し	生活福祉課	・対象年齢、金額、助成方法の見直し		・敬老事業	
予算編成における「枠配分方式」導入	財政課	・経常的経費について完全実施	・内容、導入スケジュールの明確化	・一部実施	・対象経費拡大

電子自治体の構築

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
電子申請・届出のシステム化	情報管理課	・対象手続の拡大推進 130,000 千円(歳出)	・13手続開始	・対象手続の拡大検討、推進	→
施設予約のシステム化	情報管理課	・施設予約登録数;2,000件 40,000 千円(歳出)	・システム化準備	・システム稼働	→
電子入札のシステム化	管財契約課	・電子入札執行 380,000 千円(歳出)	・電子入札システムの検討	・電子入札の試行	・電子入札システム一部稼働
行政事務の電算システム化	市民課	・導入			・戸籍電算化システム
	総務課	・導入 3,000千円(時間外勤務手当)	・人事・給与システム 1,000千円(時間外勤務手当)		→
	総務課	・導入の是非検討、及び調査研究			・電子文書管理システム

行政手続の簡素化・効率化

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
意思決定の迅速化	総務課	・決裁権限の下部移譲による事務迅速化	・職務権限の明確化、決裁権限の見直し	→	→

申請手続の簡素・効率化の推進	行政改革推進室、関係課	・簡素化改善策の実施	・申請手続き簡素化の検討	・申請手続き簡素化の実施
----------------	-------------	------------	--------------	--------------

アウトソーシングの拡大、雇用形態・職員配置基準の見直し

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
雇用形態・職員配置基準の見直し (例) 税・使用料の収納、自動車運転、土木作業、公園整備、校務整備	総務課、行政改革推進室	・見直し実施	・見直し実施		
窓口業務	市民課	・一部民間委託等に向けたシミュレーション実施	・検討		・一部民間委託等に向けたシミュレーション実施
(ごみ減量・資源化を推進するため、)新たな分別収集による収集体制の構築	環境美化センター	・収集車2人乗車の一部実施	・収集車2人乗車の検討		・収集車2人乗車の一部実施
小学校給食調理員配置基準の見直しとパート職員の活用	学校教育課	・給食調理員配置基準の見直しとパート職員導入	・調理員配置基準見直し	・一部パート職員導入	

公の施設の管理運営体制の見直し

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
管理委託施設への指定管理者制度導入	市民活動推進課	・指定管理者制度導入		・伊勢原北コミュニティセンター、伊勢原南コミュニティセンター、成瀬コミュニティセンター	・大田ふれあいセンター
	市民活動推進課	・指定管理者制度導入		・市立地域集会所	
	交通防犯対策室	・指定管理者制度導入		・自転車等駐車場	
	農林整備課	・指定管理者制度導入		・ふれあいの森キャンプ場	
	商工観光振興課	・指定管理者制度導入		・御所の入森のコテージ	
	商工観光振興課	・指定管理者制度導入		・市営大山駐車場	
	福祉総務課	・指定管理者制度導入		・シティプラザ	

	生活福祉課	・指定管理者制度導入		・福祉館 (比々多福祉館用途廃止)	
	生活福祉課	・指定管理者制度導入		・老人福祉センター	
	生活福祉課	・指定管理者制度導入		・老人憩いの家	
	スポーツ課	・指定管理者制度導入		・武道館	
	青少年課	・指定管理者制度導入		・児童館	
	青少年課	・指定管理者制度導入		・日向ふれあい学習センター	
直営施設への指定管理者制度導入	市民文化会館 公園緑地課	・指定管理者指定の議決 ・指定管理者指定の議決			・市民文化会館 ・有料公園施設
公の施設の管理運営体制の抜本的見直し	図書館、子ども科学館	・方針決定		・図書館 ・子ども科学館 : 方針検討	: 方針決定
	公民館管理課	・方針決定		・公民館 : 検討組織の設置、方針検討	: 方針決定
	子育て支援課	・検討組織の設置、方針決定		・公立保育所	
公共施設有料化の実施	財政課	・有料化実施率: 100 % ・使用料見直し率: 100 %	・使用料徴収基準の検討	・使用料徴収基準の策定 ・有料化、見直し	

広域行政の推進

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
電子自治体共同運営事業の推進(再掲)	情報管理課、管財契約課	・電子申請、届出対象手続数の拡大 ・施設予約登録数;2,000件 ・電子入札執行 550,000 千円(歳出)	・県市町村電子自治体共同運営協議会による情報システムの共同開発、運用		

(2) 組織・機構の再編

市民ニーズに即応できる行政体制の整備

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
組織の再編	総務課	・係制からチーム制とグループ制の導入 ・部、課の再編	・調査、研究	・制度改正	・係制からチーム制とグループ制の導入 ・部、課の再編
市民活動推進体制の強化	市民活動推進課	・市民活動促進施策の実施	・市民参加推進会議の開催	・市民活動促進施策の制度化	・市民活動促進施策の実施
市民相談機能の充実	市民活動推進課、子育て支援課、生活福祉課、青少年課、教育センター、総務課	・組織再編に合わせた検討、整理		(例) ・生活相談、消費生活相談、家庭児童相談、母子福祉(DV)相談、育児相談、子育て支援総合コーディネーター、青少年相談、教育相談	
事務分掌の見直し	社会教育課、スポーツ課、子育て支援課、健康管理課、都市総務課、総務課	・組織再編に合わせた検討、整理		(例) ・生涯学習、スポーツ・レクリエーション振興、児童コミュニティクラブ、思春期栄養相談、すこやか親子ブックスタート、住居表示、道路・河川・水路の財産管理	
シフト勤務の導入	総務課	・時間外勤務の削減 ・労働環境の整備	・シフト勤務の運用見直し		

窓口サービスの向上

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
フロアマネージャー制の導入	総務課、窓口関係課	・実施	・検討	・試験的導入	・実施

庁舎土日開庁の実施	総務課、 窓口関係課	・実施方法の 再検討	・実施内容の 検証、開庁実 施		
窓口のワンストップ化 に向けた検討	総務課	・実施、運用	・調査、検討	・順次具体化	

外郭団体の運営の効率化と活性化

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
外郭団体の点検、見直し ・社会福祉協議会 ・シバ-人材センター ・みどりのまち振興財団 ・土地開発公社 ・事業公社	総務課、 行政改革 推進室	・新たな運営 方針に基づく 職員派遣の適 正化	・団体の在り 方検討 ・職員派遣方 法の見直し	・職員派遣の 見直し	

(3) 職員の資質向上と定員管理 職員定数と給与の適正化

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
定員管理計画の策定	総務課	・定員適正化 計画の策定、 実施、評価	・定員適正化 計画策定	・実施、評価	

人材育成・活用計画の策定と推進

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
人材育成方針の策定、 推進	総務課	・人事評価制 度の本格実 施、活用	・人材育成基 本方針の策定 ・人事評価制 度の検討	・複線型人事 配置の制度化 検討 ・職場環境の 整備 ・人事評価制 度の試行	・人事評価制 度の本格的 実施 ・人材育成の 体系づくり 検討
職員採用、任用形態の 多様化	総務課	・定員適正化 計画と整合し た職員数管 理、及び採用 計画の策定	・検討	・直営業務の 見直しと整合 した職員配置 体制の検討	
部門別専門職の養成	総務課	・複線型人事 制度の方向性 の明確化	・将来的な人 事管理制度の 構築検討	・複線型人事 制度の検討	

人事評価制度の確立

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
人事評価制度の導入	総務課	・人事評価制 度の完全実施	・検討	・能力評価試 行	・完全実施

財政の健全化

財政健全化のためのあるべき水準を、
 経常収支比率は80%未満、
 経常一般財源のうち、人件費に充てられる割合は30%未満、
 起債制限比率は10%未満の水準と定め、
 平成21年度までの財政再建の目標を、
 実質収支の黒字の確保、
 新規起債の抑制と、市債残高の縮減、
 財政調整基金の残高の確保として、
 財政の健全化を推進します。

(1)財源の確保
 税財源の拡充

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
企業立地の促進	企業誘致 担当	・「企業立地促 進条例」に基 づく企業誘致 推進	・「企業立地促 進条例」に基 づく企業誘致		
不要公有財産の処分	管財契約 課	・未利用市有 地1,925㎡ の売却(予定 収入額； 158,000千円)	・未利用土地 の売却方法検 討、売却実施	・未利用公有 財産の把握、 処分検討、実 施	

収納体制の強化と公平性の確保

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
税外諸収入金の債権 (私法上の債権)に係 る適正管理	建築指導 課	・累積滞納使 用料の一掃	・市営住宅家 賃滞納整理事 務処理要綱の 制定	・一部滞納者 に対する訴訟 提起	
	財政課	・滞納管理シ ステム構築率 ：100%	・滞納管理シ ステムの検討	・一部滞納者 に対する強制 執行申立 ・滞納管理シ ステムの構築	
負担金、使用料等受益 者負担等の適正化 ・下水道使用料 ・国民健康保険税 ・保育料 など	財政課	・見直し率： 100%	・受益者負担 徴収基準の検 討 ；保育料の改定	・受益者負担 徴収基準の策 定 ・有料化、見 直し ；下水道使用 料の改定 ；国民健康保 険税の改定	

福祉的な配慮に対する基準の明確化	財政課	・福祉的な配慮に対する基準の策定、実施	・福祉的な配慮に対する基準の検討	・福祉的な配慮に対する基準の策定	・実施
市税等徴収体制の拡充	収納課	・収納等徴収方法の拡大と滞納市税の圧縮	・コンビニ収納等徴収方法の拡大検討		・徴収体制の強化及び専門的技術の向上

(2) 経常経費の削減
事務事業の点検

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
行政評価制度の確立(再掲)	企画調整課	・全体評価制度の構築	・事務事業評価の実施 ・施策評価の研究、検討 ・市民満足度調査の実施	・施策評価の試行、検証	・全体評価制度の構築 ・評価結果の公表
職場改善(職務標準化)活動の制度化(再掲)	行政改革推進室	・制度化、及び推進	・調査、研究	・制度化	・制度推進

人件費の削減

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
給与・手当での見直し	総務課	・特殊勤務手当の見直し ・旅費日当の検討 ・給料構造の見直し	・特殊勤務手当の見直し検討 ・旅費日当の検討	・特殊勤務手当の見直し ・旅費手当の検討 ・給料構造の見直し	・特殊勤務手当の逐次検証

長期債務の削減

取組項目	所管課	平成19年度末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
土地開発公社及び事業公社の健全化	財政課(土地開発公社、事業公社)	・債務償還計画の策定 ・公共土地の計画的買取の推進(日向ふれあい学習センター用地等) ・公共建物の計画的買取の推進(シティラザ建物等) ・代替地の処分推進	・債務償還計画の策定	・公共土地の買取の推進(日向ふれあい学習センター用地等) ・公共建物の買取の推進(シティラザ建物等) ・代替地の処分推進	
市債新規借入の抑制	財政課	・新規借入の抑制	・新規借入額を抑制		

(3)財政健全化目標の設定
目標水準の明示

取組項目	所管課	平成19年度 末の目標	取組内容		
			17年度	18年度	19年度
財政健全化の推進	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化の推進 ； 財政収支の均衡 ； 新規起債額の抑制 ； 土地開発公社、事業公社に対する債務の償還 ； 財政調整基金に依存しない財政運営 	・ 財政健全化目標の設定	・ 財政健全化の推進	→

3 計画の進行管理

(1) 行財政改革推進体制の構築

市民による政策評価・提言機能を強化するとともに、パートナーシップによるまちづくりへの具体的転換を進め、市民協働事業を推進する。

外部専門家と一体となった行財政改革推進体制を構築するとともに、職務標準化活動を通じた職場改善を展開する。

(2) 行財政運営改善推進委員会による進捗状況の点検

この計画に位置づけたそれぞれの施策、事務事業の進捗状況について、毎年、行財政運営改善推進委員会による点検を行い、その結果を市長に報告する。

(3) 進捗状況の公表

行財政運営改善推進委員会の点検後、この計画の進捗状況とその成果を市民に分かりやすく公表する。

(4) 計画の改定

今日、社会経済情勢は常に変化している。この計画に位置づけたそれぞれの施策、事務事業についても「計画どおりに実施する」こと自体に拘泥することなく、その時々的情勢変化に応じた柔軟な実施方策を採用する。

また、計画の最終期間に至る前でも著しい社会経済情勢の変化が生じた場合には、行財政運営改善推進委員会の意見を求め、必要に応じてこの計画を速やかに改定する。